

## 令和元年11月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和元年11月27日 午後1時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊟遅刻 ㊞早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	㊟ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 19名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 村田 勝美	○ 立山 義典	○ 早坂 勇
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 北川 廣海
	○ 岩木 保徳	○ 松永 勝也
	○ 百枝 純治	○ 萩原 健詞
	○ 松尾 和広	○ 紙本 政信
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子
主 任 瀬尾 幸久	主 任 川村 和夫	副主任 前川 祐樹
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
5 番 武 部 文 男	6 番 大 川 内 満 舎 信	

皆様、こんにちは。稲刈りも終わり、ひと段落つかれたことと思います。

本日の総会は、委員の皆様の発言を記録するマイクを使用いたします。これは、会議記録を自動でテキスト化するもので、議事録作成支援システムが採用できるかどうかのテストです。発言される委員におかれましては、マイクを回しますので、必ずスイッチ入れてから番号と氏名を言われた後に意見を発言されますようお願いいたします。また、このシステムでは、雑音が入るとうまく作動しませんので、会議中の私語は控えていただきますようお願いいたします。

さて、8月から実施しております、「人・農地プラン 営農実態調査アンケート」につきましては、未回収地区が9地区ありまして、現在の回収率が71パーセントとなっております。1月の総会時に委員の皆様にも未回収リストをお配りしたいと思っておりますので、協力をお願いいたします。

さて、今年の農業の状況を農林課に確認いたしました。まずは鳥獣被害についてです。イノシシの捕獲につきましては、10月末日現在687頭で、前年の同時期の1,222頭から大幅に減っております。被害につきましても、前年の同時期の500万円から110万円と大幅に減っております。被害は減ってきてはおりますが、本年度24キロメートルのワイヤーメッシュ柵の設置を計画しているとのことでした。また、九州農政局が発表した10月15日現在の本年産の米の作況指数は、九州全体で87の「不良」となっております。長崎県につきましては、7月上旬から下旬にかけての低温、日照不足の影響により穂数が少なく籾の全量が少なくなったことに加え、台風及びトビイロウンカによる被害などの影響から、94の「不良」と見込まれております。それから、あと数日で12月に入りますが、年末が近いということもあって、賃貸借料の支払いに関する苦情が事務局に数件入ってきております。苦情のほとんどが、賃貸契約を結んだけれども、賃料の振込が全く無いというものです。事務局では、賃貸借、使用貸借、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業法にかかわらず貸借契約の締結が完了した際に、必ず貸し人、借り人の双方に契約書の写しを送付しております。それによって、貸した方もいくらの賃料で期間はいつまでと把握されているのですが、この賃料が振り込まれない、又は現物を貰っていないとの内容の苦情がほとんどです。原則として農業委員会は、契約の仲介をし、賃料の支払いについては機構分を除いて個人間でのやり取りとなりますが、農業委員会を通して以上、放置するわけにもいかない現状だと考えています。1つ目の問題は、農業委員会をとおして契約しても契約が履行されないという、貸し人側の不信感を生むことになるということ。2つ目の問題は、借り人の担い手助成金に関する問題です。担い手助成金は、賃貸借の場合にのみ支払をすることとなっており、賃料が支払われていない場合は、支給要件を欠くことになり、返還金が発生します。いつから支払われていないかを含めて調査したうえで、支払期限を決めて借り人に支払を促す。それでも支払がなされない場合は、助成金の返還という手続きになります。農業委員会では、貸借情報は持っておりますが、農業者の方々の口座情報までは持っておりません。特に支払先の貸し人の口座情報は全くわかりませんので、どの金融機関からどの金融機関に送金されるのかもわからない状況で、対処の方法がないのが現状です。どちらも、農

業委員会の信用に係る問題ですので、対策を検討する必要があります。とりあえず、借り人と貸し人双方から話を聞いた後、1 番目に「期限を切って支払いを促す」。2 番目に「支払がなされなければ担い手助成金の返還となる」という手法は変わりませんので、委員の皆様にお問い合わせがございましたら、この事を借り人の方に話していただくとともに、事務局まで報告をお願いいたします。なお、契約の解除の話が貸主から出る可能性があります。原則として農地貸借の解除は双方の合意が必要となり、農地法 18 条第 6 項による解約がそれに当たります。片方からのみの解約の要望の場合は、農地法第 18 条第 2 項となり、耕作者には作物の耕作補償はありますが、委員会の総会で可否を議決した後に県知事裁定を仰いでの解約となります。手続きも煩雑となり、事実確認と事情聴取等の記録も必要となります。できれば、このようなことがないようにしたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、山川会長のご挨拶を受けまして、11 月の総会に入りたいと思います。

会 長

皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。今月は私のほうからは特にお話しすることはございませんが、一点だけお知らせがございます。農業祭の折に令和元年度の長崎農林業大賞の表彰式がございまして、崎田委員が、果樹部門で表彰されております。崎田委員は、長いこと部会長をされており、佐世保温州という高品質なミカンの栽培に努められております。そういったことで表彰を受けておりますので、皆様にご紹介させていただきます。それから、もう一件ですが、鷹島町の稲本敏郎さんがトップファーマーとして県知事賞を受賞されております。トップファーマーで知事賞を受賞するという事は、非常に名誉なことでございます。そういった賞を今回受賞されましたので紹介させていただきます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、議事に入ります前に、本日の欠席委員を報告いたします。欠席委員はいらっしゃいませんが、崎田委員から、遅刻の届が出ております。

次に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。5 番 武部委員、6 番 大川内委員 よろしくをお願いいたします。

まず、各種報告から入らせていただきます。

事務局

各種報告に入ります。総会資料 1 ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告でございます。

1 件目は、令和元年 10 月 3 日にあっせんの申出があった分です。申出人は記載のとおり、種類は売買、対象地が調川町松山田免の田 3 筆、畑 1 筆、計 4 筆で合計面積が 3,827 平方メートルです。あっせん委員は、村田勝美推進委員と立山義典推進委員です。先月 5 筆で報告をしておりましたが、1 筆が農用地ではありませんでしたので、今回除外しております。

2 件目は、令和元年 10 月 10 日にあっせんの申し出があった分です。申出人は記載のとおり、種類は売買、対象地が志佐町長野免、地目は田、面積が 2244 平方メートルです。あっせん委員は、百枝純治推進委員と鈴立企

一推進委員です。

2 件とも相手方の選定は済んでおり、現在、あっせん会の日程調整を行っているところです。

議長 あっせん委員さんのほうからもあっせん状況について報告をお願いします。

推進委員 推進委員の村田です。申出人と推進委員の立山委員と三人で現地の確認に行きました。その中で、隣接の境界等がまだはっきりわかっていない状況でしたので、隣接者との境界の立ち合いをお願いしました。24 日にも出向きましたが、本人がいらっしゃらなかったもので、電話でお話をしたところ、だいたい境界が決まったということでございました。もう一度、立山委員と境界の確認をしてから、相手方と話をしたいと思っております。以上のような状況です。

議長 ありがとうございます。お世話をおかけしますが、よろしくお願いたします。では、浦上さんのほうにつきましても、報告をお願いします。

推進委員 推進委員の百枝です。この案件につきましては、こちらの番地の近くに農業者がいないかということで探してみました。実はこの地区に認定農業者がいらっしゃいます。後ほど、事務局ともすり合わせをしまして、早く成立できるように進めていきたいと思っております。

議長 ありがとうございます。お世話かけますが、よろしくお願いたします。

事務局 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知(合意解約)について、ご説明いたします。11 件ございますが、解約理由については、すべて農地中間管理機構への貸出に伴う分になります。

1 件目の貸人、借人は、記載のとおりです。農地の所在が志佐町稗木場免、地目は田、面積 2,777 平方メートルです。通知年月日が令和元年 9 月 4 日、受付年月日は令和元年 9 月 24 日です。平成 30 年 12 月 20 日から令和 3 年 12 月 19 日までの 3 年の賃貸借契約となっております。

2 件目の貸人、借人は、記載のとおりです。農地の所在が志佐町稗木場免の 3 筆、地目は田、合計面積 2139 平方メートルです。通知年月日が令和元年 9 月 17 日、受付年月日は令和元年 9 月 24 日です。平成 29 年 12 月 20 日から令和 5 年 12 月 19 日までの 6 年の賃貸借契約となっております。

3 件目の貸人、借人は、記載のとおりです。農地の所在が志佐町長野免の 3 筆、地目は田、合計面積 4,579 平方メートルです。通知年月日が令和元年 9 月 17 日、受付年月日は令和元年 9 月 24 日です。平成 30 年 5 月 28 日から令和 6 年 5 月 31 日までの 6 年の賃貸借契約となっております。

4 件目の貸人、借人は、記載のとおりです。農地の所在が志佐町稗木場免字の 3 筆、地目は田、合計面積 2,734 平方メートルです。通知年月日が令和元年 9 月 17 日、受付年月日は令和元年 9 月 24 日です。平成 30 年 5

月1日から令和3年6月19日までの3年の賃貸借契約となっております。

5 件目の貸人、借人は、記載のとおり。農地の所在が志佐町長野免の4筆、地目は田、合計面積3,100平方メートルです。通知年月日が令和元年9月17日、受付年月日は令和元年9月24日です。平成29年6月20日から令和3年6月19日までの3年の賃貸借契約となっております。

6 件目の貸人、借人は、記載のとおりです。農地の所在が志佐町稗木場免の6筆、地目は田、合計面積6,375平方メートルです。通知年月日が令和元年9月17日、受付年月日は令和元年9月24日です。平成29年6月20日から令和5年6月19日までの6年の賃貸借契約となっております。

7 件目の貸人、借人は、記載のとおりです。農地の所在が志佐町長野免、地目は田、面積6,111平方メートルです。通知年月日が令和元年10月21日、同日受付です。平成25年12月20日から令和元年12月19日までの6年の賃貸借契約となっております。

8 件目の貸人、借人は、記載のとおりです。農地の所在が志佐町長野免、地目は田、面積4,362平方メートルです。通知年月日が令和元年10月21日、同日受付です。平成28年12月20日から令和元年12月19日までの3年の賃貸借契約となっております。

9 件目の貸人、借人は、記載のとおりです。農地の所在が志佐町田ノ平免の4筆、地目は田、合計面積6,085平方メートルです。通知年月日が令和元年10月21日、同日受付です。令和元年6月20日から令和7年6月19日までの6年の賃貸借契約となっております。

10 件目の貸人、借人は、記載のとおりです。農地の所在が志佐町稗木場免の2筆、地目は田、合計面積3,985平方メートルです。通知年月日が令和元年10月21日、同日受付です。平成28年12月20日から令和元年12月19日までの3年の賃貸借契約となっております。

11 件目の貸人、借人は、記載のとおりです。農地の所在が志佐町田ノ平免、地目は田、面積1745平方メートルです。通知年月日が令和元年10月21日、同日受付です。平成29年12月20日から令和9年12月19日までの10年の賃貸借契約となっております。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出(相続)について、ご説明いたします。

被相続人、相続人は、記載のとおりです。農地の所在は志佐町横辺田免の田8筆、畑5筆、計13筆で合計面積は15,171平方メートルです。被相続人は平成26年8月29日に死亡されておりますが、平成26年11月19日に相続登記が完了したということで、相続人から令和元年11月13日に届出がされたものです。

次に、申請事件の処理状況について、読み上げさせていただきます。

(申請事件の処理状況以下、表の読み上げ)

<申請事件の処理状況>

農地法関係

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	介護施設用地	1,252 m <sup>2</sup>	R1.11.15 許可

<提案事件の集計表>

農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	親子間の生前贈与	1	2,738 m <sup>2</sup>	595 m <sup>2</sup>	3,333 m <sup>2</sup>

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	一般個人住宅	1		556 m <sup>2</sup>	556 m <sup>2</sup>

証明関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
土地改良法第三条資格者証明		2			
非農地証明		2		332 m <sup>2</sup>	332 m <sup>2</sup>

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		154	296,459 m <sup>2</sup>	121,704 m <sup>2</sup>	418,163 m <sup>2</sup>
賃借権		118	193,665 m <sup>2</sup>	108,753 m <sup>2</sup>	302,418 m <sup>2</sup>
使用貸借		36	102,794 m <sup>2</sup>	12,951 m <sup>2</sup>	115,745 m <sup>2</sup>
計		154	296,459 m <sup>2</sup>	121,704 m <sup>2</sup>	418,163 m <sup>2</sup>

意見書関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について		19	106,561 m <sup>2</sup>		106,561 m <sup>2</sup>

## 承認関係

内 容	筆数	面 積	
		田	畑 計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	3		920 m <sup>2</sup>

議 長 各種報告が終わりました。これらの件で、皆様方からご質疑等ございませんか。

( 質疑・意見等なし )

何もありませんね。

それでは、付議事項に入らせていただきます。

議案第 68 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第 68 号 農地法第 3 条の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。譲渡人は記載のとおりです。申請地は福島町里免の田が 6 筆、畑が 3 筆で合計 9 筆、3,333 平方メートルです。申請事由は、親から子への生前贈与で双方が合意したことで今回申請がなされたものであります。譲受人の農業従事日数は年間 150 日、世帯全体の農業経営面積は 57,721 平方メートル、農従者は 3 名、主たる経営は肉用牛で現在繁殖牛 29 頭を飼養されております。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。農地法第 3 条の規定による許可申請は以上のとおりの内容であります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。ここで地元委員のご意見をお聞きしたいと思います。紙本委員、お願いします。

推進委員 推進委員の紙本です。譲受人の拓郎さんは真面目に農業に取り組んでおられる、将来有望な青年です。何も問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。地元委員さんからも、問題はないというご意見をいただきました。

ここで、皆様方からのご意見をうかがいたいと思います。この案件につきまして、何か、ご意見等はございませんでしょうか。

( 意見等なし )

よろしいでしょうか。

ご意見もないようでございますので、申請どおり許可することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 68 号は、申請どおり許可するものといたします。

次に、議案第 69 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第 69 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。現地の位置図を議案の 77 ページ及び 78 ページに、字図は 80 ページに添付しております。申請地は、星鹿町下田免、地目：畑、556 平方メートルです。農地の区分は、申請地が 10 ヘクタール未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。転用の目的は、現在借家住まいであり、ご夫婦で一般個人住宅 1 棟を新築するものであります。造成計画は、盛土は最高で 0.2 メートル、切土は、最高で 11 メートルです。排水計画は、雨水排水及び汚水、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理し北側の市道側溝に放流することとなっております。資金計画は、全額借入金で資金証明書が添付されております。第 2 種農地のため、代替地検討理由書が添付されております。また、一般専用住宅の場合、500 平方メートル上限に対して、当該地は、合計実測面積が 633 平方メートルと超えているため超過理由書が添付されております。取付道、進入路が約 35 平方メートル、法面部分が約 23 平方メートルで過少農地が約 101 平方メートルで、東側と南側とは段差があり不整形農地であり利用は難しい状況です。実有効利用面積は 474 平方メートルとなっております。300 平方メートルを超える土地の場合の開発協議について、松浦市環境保全条例における土地開発協議、市民生活課生活環境係からの決定通知も添付されております。以上の状況により、特に問題ないものと判断いたしました。

農地法第 5 条の規定による許可申請 1 件は以上のとおりの内容であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。まず、地元委員さんのご意見をお願いいたします。

推進委員 推進委員の松瀬です。今、事務局から詳しく説明されたとおりで、100 平方メートルほど残地がありますが、農地としての利用価値がありませんので、そこを含めての転用が適当だと判断いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。現地確認に行かれた委員さんのご意見もお聞きしたいと思います。

1 番 1 番 伊藤です。11 月 21 日に事務局並びに地元委員とともに現地の確認を行いました。事務局からの説明と地元委員の説明のとおりで、転用については、何ら問題ないと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員並びに現地に行かれた委員さんからも、転用については問題ないというご意見でございました。ここで、皆様方からのご意見をうかがいたいと思います。この件につきまして、何かご意見等はございませんでしょうか。

( 意見等なし )

何かございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 69 号は許可相当と意見を付して進達するものといたします。

次に、議案第 70 号 土地改良法第三条資格者証明についてを議題といたします。

事務局 議案第 70 号 土地改良法第三条資格者証明について、ご説明いたします。6 ページからご覧ください。7 ページから 9 ページが狸岩溜池で、10 ページから 13 ページが白石溜池であります。福島町において、県営農村地域防災減災事業によるため池整備に伴い、土地改良法第三条の資格の有無について、農林課より照会がっております。土地改良法に基づく土地改良事業の申請において、その事業に係る区域内にある土地について、土地改良法第三条に規定する資格を有する者の 3 分の 2 以上の同意が必要です。議案書の 7 ページから 13 ページに事業施行の同意書を添付しております。土地改良法第三条の資格要件としては、事業に係る区域内に農地を有し、耕作している者か、区域内の農地を借りて耕作している者となっております。あらかじめ事務局において同意書に記載のある全員が農地の所有者であることを確認しております。よろしくご審議頂きますよう、お願いいたします。

補足になりますが、事業における補助負担割合は、国が 55 パーセント、県が 29 パーセント、市が 14 パーセント、受益者が 2 パーセントとなっております。以上で説明を終わります。

よろしくご審議方お願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。こちらは、問題なく耕作しているかどうかということでございますが、この案件につきまして、皆様方のほうからご意見等はございませんか。

( 意見等なし )

ご意見もないようでございますので、第3条資格者であることの証明をすることに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第70号は、土地改良法第三条資格者であることの証明をするものいたします。

次に、議案第71号 非農地証明願についてを議題いたします。

事務局 議案第71号非農地証明願について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。現地の位置図を82ページに議案の資料図面として添付しております。字図は、83ページに添付しております。申請地、申出人は、記載のとおりです。申請の内容は、御厨町大崎免、地目：畑、99平方メートルであります。証明を受けようとする物件の状況は、市道傍の地番は宅地になっており、家の裏側の地番が畑で残っていたものです。昭和22年の国土地理院の航空写真にて確認しております。

続きまして、事件番号2番についてご説明いたします。現地の位置図を84ページに議案の資料図面として添付しております。字図は、85ページに添付しております。

申出人は、記載のとおりです。申請の内容は、志佐町庄野免、地目：畑、233平方メートルであります。証明を受けようとする物件の状況は、平成3年当時、市道庄野中央線新設工事の際の残地であります。現場は、石が多いところであったこともあり、露地野菜やお茶栽培を試みておられますが、作物ができる状況までには至らなかったものです。平成14年の国土調査の折も、何とか畑に戻す予定であったため、国土調査による成果においても畑で登記されております。なお、当該地については、建設課の市道工事台帳により確認いたしております。

以上、非農地証明2件について、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで、地元委員のご意見もうかがいたいと思います。事件番号1について、大久保委員さんをお願いします。

推進委員 推進委員の大久保です。11月8日に事務局と管理をされていらっしゃるご夫婦の説明を受けました。管理されていらっしゃる方も、ここが農地であるという認識はなかったということでありまして、私が見たところでも農地ではないと思われました。非農地証明を交付することには、問題はないと思います。以上です。

議長 事件番号2についてもお願いいたします。

推進委員 推進委員の柿山です。11月21日に事務局並びに担当委員さんとともに現地を確認いたしました。事務局の説明のとおりで、平成3年の市道の工

事の残地で、写真にあるように岩盤だらけで、畑に戻すには困難であると判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、現地確認に行かれた委員さんからもご意見をお願いいたします。

2番 2番 吉永です。事件番号12を合わせて説明したいと思います。先ほどからの説明のとおりで、事件番号1については、家を建てられた頃から農地の状態ではなかったようです。また、事件番号2については市道工事の残地でありますので、この2件につきましては、非農地証明を交付することに問題はないと判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員並びに現地に確認に行かれた委員さんからも、非農地証明を交付しても問題ないだろうというご意見をいただきました。ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。

この案件に関しまして、何かご意見等はございませんか。

( 意見等なし )

ご意見も無いようでございますので、申請どおり非農地証明書を交付することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第71号は、申請どおり非農地証明書を交付するものといたします。

次に、議案第72号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 15ページをご覧ください。議案第72号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和元年11月28日としております。16ページに農用地利用集積総括表を添付しております。17ページから24ページに賃貸借権の再設定分、25ページに賃貸借権の新規設定分、26ページ、27ページに使用貸借権の再設定分、28ページ、29ページに使用貸借権の新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。契約の案件が多ございます。これは、皆様方から掘り起こしを出していただいた分でございますので、漏れがないか確認をお願いいたします。

問題があるところはございませんか。

( 意見等なし )

ご意見も無いようでございますので、議案第 72 号は、原案どおり決定することとし、公告予定を令和元年 11 月 28 日といたします。

次に、議案第 73 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。こちらは、委員さん関係分になりますので、関係委員の退席をお願いいたします。

( 関係委員 退席 )

事務局 30 ページをご覧ください。議案第 73 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。こちらは委員さん関係分になります。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和元年 11 月 28 日としております。31 ページに賃貸借権の再設定分の各筆明細を添付しておりますので、ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 議案の説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。何かお気づきの点はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしということでございますので、決定してよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、議案第 73 号は、計画どおり決定することとし、公告予定を令和元年 11 月 28 日といたします。

( 関係委員 着席 )

次に、議案第 74 号 農用地利用配分計画 (案) についてを議題とします。

事務局 34 ページをご覧ください。議案第 74 号 農用地利用配分計画 (案) についてでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。

35 ページは、AtoA で公社が A 氏に貸付ける分で、39 ページに A 氏の経営状況を記載しております。40 ページから 75 ページまでの 18 件につきましては、先月説明しました農地中間管理事業の重点地区として機構への集積を取組んでおります志佐川土地改良区 3 工区から 6 工区に係る分に

なります。期間はすべて10年です。

40 ページは、AtoA で公社がB氏に貸付ける分になります。

42 ページは、AtoA で公社がC氏に貸付ける分になります。

44 ページは、AtoA で公社がD氏に貸付ける分になります。

46 ページは、公社がE氏から借受けた分をF氏に貸付ける分になります。

48 ページは、AtoA で公社がG氏に貸付ける分になります。

50 ページは、AtoA で公社がH氏に貸付ける分になります。

52 ページは、公社がI氏から借受けた分をJ氏に貸付ける分になります。

54 ページは、公社がK氏から借受けた分をL氏に貸付ける分になります。

56 ページは、公社がM氏から借受けた分をN氏に貸付ける分になります。

58 ページは、AtoA で公社がO氏に貸付ける分になります。

60 ページは、AtoA で公社がP氏に貸付ける分になります。

62 ページは、AtoA で公社がQ氏に貸付ける分になります。

64 ページは、AtoA で公社がR氏に貸付ける分になります。

66 ページは、AtoA で公社がS氏に貸付ける分になります。

68 ページは、公社がT氏から借受けた分をU氏に貸付ける分になります。

70 ページは、公社がV氏から借受けた分をW氏に貸付ける分になります。

72 ページは、公社がX氏から借受けた分をY氏に貸付ける分になります。

74 ページは、公社がZ氏から借受けた分をAA氏に貸付ける分になります。

ご審議方よろしくお願ひいたします

議長 議案の説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。この案件につきまして、何かご意見等はございませんか。

( 意見等なし )

ご意見もないようでございますので、計画どおり決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第74号は計画どおりで問題ないという意見書を提出いたします。

次に、議案第75号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題とします。

事務局 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明致します。76ページをお開き下さい。今回は、お一人の方からの3筆の申し出がっております。記載の方からの申し出です。申し出地は、記載のとおり、台帳地目 畑、現況地目 原野の3筆であります。11月8日に大久保耕次推進委員と現地確認を行いました。スライドをご覧ください。1番、2番については、セイタカアワダチソウや葛が生い茂っております。3番については、議案第71号事件番号1番にてご

説明ご審議頂きました家の前の土地であります。セイタカアワダチソウや、雑木、槇の木が 10 メートル以上植わっている状況でありました。ご覧頂いているように、既に荒廃している状況でありました。今回、3 筆とも、荒廃農地に該当するかの可否別では、「可」が妥当であると判断しているところであります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。ここで、地元委員のご意見をお聞きしたいと思えます。

推進委員 推進委員の大久保です。今、事務局から詳しく説明があったように、1、2 番については 4～50 年ほど放置していたということでございます。3 番は、自宅の前で、おばさんご夫妻が家の前だからということで、草払い等の管理をしておられましたが、ご高齢でもあり、今後、農地へ戻すことは困難だと思いました。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんのご意見としても、農地に戻すのは無理だろうということでした。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思えます。この案件につきまして、何かお気づきの点はございませんか。

6 番 6 番 大川内です。3 番で、自宅前とおっしゃいましたが、住所が違うようです。どういうことでしょうか。

議 長 事務局に説明させます。

事務局 申出人は、佐世保市にお住まいで、こちらの自宅というのは旧宅で、お父さんが住んでおられたところです。

議 長 大川内委員、よろしいですか。

6 番 はい。

議 長 ほかにございませんか。

( 意見等なし )

ご意見も無いようでございますので、申出のとおり非農地通知を交付することに、異議はございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 75 号は、申請どおり、非農地通知を交付するものいたします。

以上をもちまして、付議事項全てを終わりました。

皆様方から、ご意見等はございませんか。

( 意見等なし )

ないようであれば、これで終わりたいと思います。次回の農業委員会総会は、12月25日 水曜日に行います。開会予定時間は議案数によって変わりますが、15時か15時30分からといたします。

以上で11月の農業委員会総会を終了いたします。

<閉会の時刻>

15時40分